

令和7年度倉敷市グリーン調達方針

倉敷市グリーン調達推進基本方針に基づき、環境物品等の調達方針を次のとおり定める。

1 重点調達品目及び調達目標

(1) 物品

重点調達品目とその判断基準及び調達目標は、[別表1（物品）](#)に示すとおりとする。

(2) 公共工事

重点調達品目とその判断基準及び調達目標は、[別表2（公共工事）](#)に示すとおりとする。

2 調達の原則

- (1) 重点調達品目の調達に当たっては、判断基準に適合するものを調達する。その際に「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省）」の配慮事項についても考慮することが望ましい。

また、品質及び価格が同等である場合は、「岡山県エコ製品」として指定されている物品等について優先的に調達することとする。価格が同等であるとは、10%以内を目安とする。

なお、品質や価格、工事の目的等においてやむを得ない場合には、判断基準に適合しない物品等を調達することができる。

- (2) 重点調達品目以外の物品等についても、倉敷市グリーン調達推進基本方針の基本的な考え方及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（環境省）」の判断の基準等を参考にし、できる限り第三者機関が認定する環境ラベル製品などの環境物品等を選択するように努める。

※2 グリーン購入適合表示等はすべてに含む



etc.

別表1 重点調達品目(物品)の判断基準及び環境ラベル等

品目※1		判断基準(いずれかに該当すること)	環境ラベル等※2	目標	報告※3
1.紙類	コピー用紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙(塗工印刷用紙(アート紙、コート紙、軽量コート紙等)、微塗工印刷用紙等) フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙	・総合評価値が 80 以上であること ・エコマーク認定製品であること ・グリーンマーク認定製品であること ・FSC 森林認証制度、間伐材マーク、PEFC 森林認証のいずれかの認定製品であること	 エコマーク  グリーンマーク  FSC 森林認証 制度  PEFC 森林認証 プログラム  間伐材マーク	100%	—
	トイレトペーパー ティッシュペーパー	・エコマーク認定製品であること ・グリーンマーク認定製品であること ・古紙パルプ配合率 100% であること	 エコマーク  グリーンマーク  R100 Rマーク	100%	—
2.文具類	シャープペンシル、シャープペンシル替芯、マーキングペン、鉛筆、印章セット、印箱、公印、ゴム印、回転ゴム印、定規、トレー、消しゴム、ステープラー(汎用型以外)、ステープラー針リムーバー、事務用修正具(液状)、製本テープ、ペンスタンド、クリップケース、はさみ、マグネット(玉)、マグネット(バー)、テープカッター、パンチ(手動)、モルトケース(紙めくり用スポンジケース)、紙めくりクリーム、鉛筆削(手動)、OA クリーナー(液タイプ)、レターケース、マウスパッド、丸刃式紙裁断機、カッターナイフ、カッティングマット、デスクマット、絵の具、墨汁、のり(液状)(補充用を含む。)、のり(澱粉のり)(補充用を含む。)、のり(固形)(補充用を含む。)、のり(テープ)、ファイル(プラ製、木製)、バインダー(プラ製、木製)、ファイリング用品、アルバム(台紙を含む。)、カードケース、パンチラベル、付箋フィルム、黒板拭き、ホワイトボード用イレーザ、額縁、缶・ボトルつぶし機(手動)、名札(机上用)、名札(衣服取付型・首下げ型)、鍵かけ(フックを含む。)	・エコマーク認定製品であること ・グリーンマーク認定製品であること ・FSC 森林認証制度、間伐材マーク、PEFC 森林認証のいずれかの認定製品であること ・古紙パルプ配合率 40%以上 ・バージンパルプの合法性が担保されていること。 ・消耗部分の交換・補充ができること ・消耗品部分の交換品であること ・再生プラスチック配合率 40%以上又はバイオマスプラスチックを使用していること 【注意】消耗品、粘着部分を除いた製品重量の 95%以上が金属である場合は次の基準とする(ただし、すべて金属の場合はイを除く) ア 原材料の使用量の削減及び部品等の軽量化・減量化が図られるよう製品の設計がなされていること イ 使用後に異種材料間の分解・分別が可能なものであること。ただし、安全性などを考慮し、容易に分解・分別できないことが必要な部品を除く	 エコマーク  グリーンマーク  間伐材マーク  FSC 森林認証 制度  PEFC 森林認証 プログラム	100%	—

3.オフィス家具類	いす 机 ホワイトボード	・エコマーク認定製品であること ・日本オフィス家具協会(JOIFA)認定商品であること	 エコマーク  一般社団法人日本オフィス家具協会(JOIFA)	100%	—
4.画像機器等	コピー機(複合機を含む) プリンタ ファクシミリ スキャナ プロジェクタ	・エコマーク認定製品であること ・国際エネルギースタープログラム適合製品であること	 エコマーク  国際エネルギー スタープログラム	100%	○ (ファクシ ミリのみ)
	トナーカートリッジ インクカートリッジ	・エコマーク認定製品であること。 ・E&Q(リサイクルカートリッジ)マーク認定商品であること ・使用済みカートリッジの回収システムがあること(回収ボックスへの投入を含む。)	 エコマーク  E & Q マーク	100%	—
5.電子計算機等	電子計算機(コンピュータ) 〈サーバ型、クライアント型(デスクトップ、ノートブック、省スペース型デスクトップ、ネットブック)〉	・エコマーク認定製品であること ・国際エネルギースタープログラム適合製品であること ・省エネラベル(緑色)認定製品であること ・PCグリーンラベル認定製品であること	 エコマーク  国際エネルギー スタープログラム  省エネラベル  PCグリーンラベル	100%	—
	磁気ディスク装置	・省エネラベル(緑色)認定製品であること	 省エネラベル	100%	—
	ディスプレイ	・エコマーク認定製品であること ・国際エネルギースタープログラム適合製品であること	 エコマーク  国際エネルギー スタープログラム	100%	—
	記録用メディア(CD・DVD・BD) 【注意】ケースが対象。	・エコマーク認定製品であること ・再生プラスチック配合率 40%以上または古紙パルプ配合率 70%以上であること	 エコマーク	100%	—

6.オフィス機器等	電子式卓上計算機(電卓)	・エコマーク認定製品であること ・太陽電池を搭載していること	 エコマーク	100%	—
	一次電池又は小型充電式電池 【注意】単1形～単4形が対象。	・アルカリ電池であること ・充電式の電池であること	—	100%	—
7.家電製品	電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 【注意】家庭用が対象。業務用は対象外。	・省エネラベル(緑色)認定製品であること	 省エネラベル	100%	—
	テレビジョン受信機	・エコマーク認定商品であること ・省エネラベル(緑色)認定製品であること ・エネルギー消費効率 ^が 、次を満たすこと	 エコマーク  省エネラベル	100%	—
	パネル種類及び画素数	省エネ基準達成率/達成率基準値			
	液晶2K 未満	75%程度以上(100/133)			
液晶2K 以上4K 未満	100%以上(100/100)				
液晶4K 以上	71%程度以上(100/141)				
有機 EL	85%程度以上(100/118)				
電子レンジ	・省エネラベル(緑色)認定製品であること	 省エネラベル	100%	—	
8.エアコンディショナー等	家庭用エアコンディショナー 【注意】定格冷房能力 28kW 以下のものが対象。冷房専用のもの、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のものは対象外。	・省エネラベル(緑色)認定製品であること	 省エネラベル	100%	○

	業務用エアコンディショナー 【注意】定格冷房能力 28kW 以下のものが対象。冷房専用のもの、窓に設置するもの、壁を貫通して設置される構造のものは対象外。	・省エネ法達成率 88%以上であること	—	100%	○
	ガスヒートポンプ式冷暖房機 【注意】定格冷房能力が 7.1kW を超え 28kW 未満のものが対象。	・期間成績係数 (APFp) が 1.07 以上であることに加えてオゾン層破壊物質不使用であること	—	100%	○
	ストーブ 【注意】ガス又は灯油を燃料とする石油ストーブが対象。 開放式のもの・半密閉式で最大燃料消費量が 4.0L/h を超えるもの・密閉式で最大燃料消費量が 2.75L/h を超えるものは対象外。	・省エネラベル (緑色) 認定製品であること	 省エネラベル	100%	○
9. 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器 【注意】家庭用が対象。業務用は対象外。	・省エネラベル (緑色) 認定製品であること	 省エネラベル	100%	○
	ガス温水機器 石油温水機器 【注意】家庭用が対象。業務用は対象外。	【潜熱回収型】 ・エネルギー消費効率が 90% 以上であること。 【潜熱回収型以外】 ・省エネラベル (緑色) 認定製品であること	 省エネラベル	100%	○
	ガス調理機器 【注意】家庭用が対象。業務用・カセットコンロは対象外。	・省エネラベル (緑色) 認定製品であること		100%	○

10.照明 【注意】ランプ 単体で調達 する場合で、 直管形の LED ランプは 対象外。	LED 照明器具	・寿命が 40,000 時間以上であること ・固有エネルギー消費効率下表以上であること 【昼光色、昼白色、白色】（単位 lm/W） <table><tr><td>一般</td><td>ダウンライト</td><td>高天井器具</td><td>投光器</td><td>防犯灯</td></tr><tr><td>120</td><td>95</td><td>130</td><td>105</td><td>80</td></tr></table> 【温白色、電球色】（単位 lm/W） <table><tr><td>一般</td><td>ダウンライト</td><td>高天井器具</td><td>投光器</td><td>防犯灯</td></tr><tr><td>85</td><td>80</td><td>85</td><td>90</td><td>対象外</td></tr></table>	一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯	120	95	130	105	80	一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯	85	80	85	90	対象外	—	100%	○
	一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯																				
120	95	130	105	80																					
一般	ダウンライト	高天井器具	投光器	防犯灯																					
85	80	85	90	対象外																					
	電球型 LED ランプ 【注意】一般照明用が対象。	・省エネラベル(緑色)認定製品であること ・寿命が 30,000 時間以上であること	 省エネラベル	100%	○																				
11.自動車	乗用車	・電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車であること 【注意】上記自動車の調達が困難な場合は、地球温暖化対策室へ相談すること ※倉敷市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)で、上記自動車の調達を規定しているため	—	100%	○																				
12.消火器	消火器	・エコマーク認定製品又は同等のものであること ・消化薬剤の 40%以上が再生薬剤であること	 エコマーク	100%	—																				
13.制服・作業服	制服、作業服 【注意】化学繊維・合成繊維を含まないもの(綿 100% など)は対象外。 消防服等の特殊な用途のものは対象外。	・エコマーク認定製品であること ・エコ・ユニフォームマーク認定製品であること ・PET ボトルリサイクル推奨マーク認定製品であること ・再生 PET 樹脂配合率が 25%以上であること ・岡山県エコ製品であること	 エコマーク  PETボトルリサイクル 推奨マーク  岡山県エコ製品  ECO UNIFORM エコユニフォーム	100%	○																				

14.役務	印刷 【注意】外部へ発注するものに限る。 特殊な用途、長期保存印刷物は対象外。	・リサイクル適正Aランクの資材のみを使用すること ・リサイクル適性Aマークを表示すること リサイクル適性 A この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。	—	100 %	—
-------	---	--	---	----------	---

【補足事項】

※1 重点調達品目（物品）の購入について

特殊な用途もの、要求する仕様のものがない、グリーン購入法適合品がない、グリーン購入法適合品と不適合品の価格差が大きい場合は、グリーン調達の対象外とする。

※2 グリーン購入法適合の判断

（1）カタログやホームページの製品情報において、商品に「グリーン購入法適合（G法適合）」などの表示・マークがあるものは適合品とする。

（2）別表1の判断基準項目のいずれかを満たすもの又は環境ラベル等があるものは適合品とする。

※3 実績報告

別表1の重点調達品目のうち、ファクシミリ、エアコンディショナー等、温水器等、照明、自動車、制服・作業服については、前年度の調達の実績報告を行うこと。物品の購入による調達を報告の対象とし、リース品、公共工事等に含まれる場合を除く。

参考（カタログによって表示は様々）

グリーン
購入法
適合

グリーン
購入法適合

グリーン購入法
適合

別表 2 重点調達品目(公共工事)の判断基準等

品目	判断基準(いずれかに該当すること)	目標	報告
再生加熱アスファルト混合物 【注意】道路管理者指定の非再生アスファルト等は対象外。	・アスファルト・コンクリート塊から製造した再生骨材、又は溶融スラグを使用していること。 ・岡山エコ製品であること。	100%	○
再生骨材 【注意】単粒度碎石・粒度調整碎石・割ぐり石は対象外。	・コンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊等から製造した再生骨材を使用していること。 ・建設汚泥再生処理の過程で生ずる再生骨材、又は溶融スラグを使用していること。 ・岡山エコ製品であること。		
プレキャストコンクリート製品 (旧名称:コンクリート2次製品)	・高炉スラグ、一般廃棄物溶融スラグ又は製造工程等で副次的に発生する循環資源を骨材として使用していること。 ・岡山エコ製品であること。		